

# 都政に関する要望

2024.6

## 税制に関する要望項目

### I 固定資産税について 30万円未満の少額減価償却資産を課税対象から除外すること。

償却資産に係る固定資産税は、30万円未満の少額減価償却資産が所得税及び法人税において必要経費又は損金の額に算入される場合、固定資産税の申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。制度の簡素化を図るとともに設備投資の促進、経済活性化に寄与する観点からも課税対象から除外すべきである。

### II 償却資産に係る固定資産税の申告期限、資産の区分を見直すこと。

償却資産に係る固定資産税の納税義務者は、賦課期日である1月1日に保有する償却資産を1月末日までに申告することとなっている。

事業を営んでいる個人の所得税の申告期限は3月15日、法人税の申告期限は決算日の翌日から2月以内とされており、これらの規定と償却資産に係る固定資産税の申告期限とは無関係となっている。

小規模な事業者が資産の保有状況を把握し、経理方法を決定するのは、所得税又は法人税の申告のため決算時期になることが多い。したがって、償却資産の申告を1月末日に限定することは合理的ではない。

小規模な事業者に過度な事務負担を課すことなく、申告期限までに申告できるようにするために、償却資産税の申告期限を現行の1月末日と所得税及び法人税の申告期限との選択を可能とする必要がある。

また償却資産の区分については、地方自治体の規模を基準とする課税の不公平が生じないように、原則として所得税及び法人税の減価償却資産の区分に合わせ、全国一律の取扱いとなるように見直すべきである。

### III 個人事業税について課税対象事業の範囲を見直すこと。また、事業主控除額を引上げること。

現在業種を限定して課税している個人事業税について、個人の行う事業については原則としてすべての業種に対し事業税を課税とし、法定業種のみの事業に対して課税する現行制度を見直すべきである。また事業主控除額は、平成11年度税制改正で290万円に引上げられたが、給与所得者の令和4年分平均給与額は458万円(国税庁の民間給与実態統計調査)となっており、さらに直近30年分について平均給与額が400万円を下回った年は無い。事業主控除の性格からすれば、平均給与額と乖離しないよう控除額を少なくとも400万円程度に引上げ、制度の目的に合致させるべきである。

### IV 中小企業における事業税、都道府県民税及び市町村民税並びに個人事業主における住民税、事業税について欠損金の繰り戻し還付制度を創設すること。

現行の欠損金繰り戻し還付制度は、法人税や所得税といった国税にのみ適用されており、事業税や住民税といった地方税には不適用となっている。地方税において導入されていない理由として、主として地方公共団体の財政規模が小さいことで財政運営に与える影響を考慮したものとされている。しかし制度の対象を中小企業及び個人事業主に限定することで、財政に与える影響は軽微に抑えることが可能であると考えられる。よって法人税及び所得税の欠損金繰戻し還付制度と同様に、地方税においても当制度を創設し、中小企業及び個人事業主に対し、効率的な救済策を図るべきである。国税と地方税の縦横連携の整合性の面からも創設すべきである。

# 都政全般に関する要望

## 1. 複式簿記・発生主義会計による新公会計制度導入の普及・促進

東京都は日常の会計処理に複式簿記・発生主義会計を平成18年4月から導入しているが、都内各自治体においても同様の会計制度の導入を普及・促進し、予算編成においても、合理的で無駄のない財務会計システムの効率化を図られたい。

これらの実施により、より一層の「財政の健全化・透明化」を進めていただきたい。

## 2. 租税教育の普及・推進

国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、国民のための租税教育を積極的に推進していただきたい。具体的には、都内の小、中、高校において租税教室を実施する場合、租税教育講師養成研修を終了し租税教育講師名簿に登録された東京税理士会の推薦する会員を登用していただきたい。

## 3. 税理士の積極的な登用

東京都が主催、共催で実施している施策、各種委員会等の選任等について、東京税理士会の会員を登用していただきたい。

①税務に関する相談会等、②東京都の各種委員会・審議会、その他各種のプロジェクト・チーム等の委員。特に「行政不服審査法」において、税に関する行政不服審査に対する第三者機関、審理員、③地方自治法による外部監査人、④東京都が今後設立する地方独立行政法人の監事等

## 4. 中小企業を支援するための施策

令和7年度においても関係予算の一層の拡充を図り、中小企業を支援するための施策を引き続き積極的に推進していただきたい。

具体的には、中小企業の経営改善を支援するための施策（制度融資、公共事業の発注方法の適正化、創業・転業支援、事業承継支援、経営情報サービスなど）並びにコロナ禍の深刻な状況の中で中小企業の経営及び雇用に関するセーフティーネットの更なる整備・充実を図るための施策を引き続き積極的に推進していただきたい。

### 要望書の作成にあたって

我々税理士は、企業や納税者と日々接し税制に対する意見や声を聞いています。

この声を実現するため、東京税理士会（会員数約24,000人）は、税理士法に定める建議権に基づき、税制改正に関する要望を会員より聴取し、意見書を作成しています。この意見書をもとに東京税理士政治連盟は、法改正に向けた活動を行っています。

「令和7年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」（令和6年3月19日）の詳細は、

東京税理士会ホームページ <https://www.tokyozeirishikai.or.jp/>

に掲載しております。

#### 《建議等》税理士法第49条の11

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。